高齢者虐待防止のための指針

1　基本方針

小千谷訪問看護ステーションひまわり（以下「事業所」という）は、利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保する為、老人保健法及び介護保険法の趣旨を踏まえるとともに、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号、以下「高齢者虐待防止法」という）」に規定する、高齢者虐待の防止等のための措置を確実に実施し、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成できるようにするために基本方針を定める。

2　虐待の定義

（1）身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力行為等を加えること、また正当な理由もなく身体を拘束すること。

（2）介護放棄・放任　（ネグレクト）

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

（3）心理的虐待

利用者に対する脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、利用者に心理的外傷を与えること。

（4）性的虐待

利用者にわいせつな行為をし、又はさせること。

（5）経済的虐待

利用者及び契約者の同意なしに財産や金銭を使用し、又は利用者及び契約者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3　虐待に対する「自覚」

利用者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無に関わらず、客観的に利用者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応する。

4　利用者の安全を最優先する

高齢者虐待に関する通報等には、利用者の生命に関するような緊急性の高い事態もあると考えられ、一刻も早い対応が求められる場合も予想される。入院・措置入所等緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係構築前でも利用者の安全確保を最優先する必要がある。

5　虐待防止に係る委員会の設置

当事業所は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止検討委員会（以下、委員会）」を設置する。

なお、委員会の責任者は管理者とし、管理者は「虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下、担当者）」とする。

担当者は小千谷総合病院医療安全管理対策委員会の委員を務め、高齢者虐待に関する定例会議４回/年に参加する。

委員会の協議事項は次のような内容とし、詳細は担当者が定める。

・虐待防止のための職員研修に関すること

・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
・指針及び虐待防止の為の各種マニュアル、チェックリストの定期的な見直し及び周知。
・虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること。
・虐待が発生した場合に、その対応に関すること。
・待の原因分析と再発防止策に関すること。

6　虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止を徹底する内容とする。

（1）研修は年1回以上実施する。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施する。

（2）研修の実施内容については、研修資料、出席者を記録し保存する。

7　虐待発生した場合の対応方法に関する基本方針

（1）虐待等が発生した場合は、速やかに関係市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

（2）緊急性の高い事案の場合は、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

8　虐待が発生した場合の相談報告体制

（1）利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。

（2）利用者の家庭内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

（3）虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は担当者に報告し、担当者は、速やかに市町村へ報告しなければならない。

（4）担当者は小千谷総合病院医療安全管理者へ報告する。

9　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

（1）虐待等の苦情相談については、苦情受付者は受け付けた内容を管理者に報告する。

（2）苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

（3）相談受付後の対応は、「6．虐待等が発生した場合の相談報告体制」に依るものとする。

10　その他

虐待の事実誤認により相談・通報したとしても、秘密漏洩や守秘義務違反に問われることはない。

附 則　この指針は、令和6年4月1日より施行する。